

新庄寺（長浜）県営住宅建替事業 実施方針に関する質問への回答 （追加版）

- ・ 新庄寺（長浜）県営住宅建替事業実施方針に関する質問への回答を次のとおり公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正をしています。
- ・ 質問への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で掲示しますのでご注意ください。

令和2年（2020年）4月20日

滋賀県

■実施方針質問一覧

番号	該当箇所							質問内容	回答	
	頁	数	(数)	カナ	(加)	英字 (英字)	項目			
1	10	2	(4)	イ				入札参加者の参加資格要件	設計、建設、工事監理各業務の参加資格要件について、「滋賀県内に主たる営業所を有する者」の具体的な判断基準をそれぞれご教示ください。	滋賀県建設工事入札参加資格審査（滋賀県土木交通部監理課）の申請において提出される『競争入札参加資格審査申請書』の『主たる営業所（本社・本店）』欄に記載される営業所の所在地により判断します。 具体的には、『建設業務』は建設業法上の主たる営業所を、『設計』および『工事監理』は本社・本店となります。
2	10	2	(4)	イ	(1)	a		設計企業	本業務を複数の者で行う場合は、すべての者が当該要件を全て満たしていること。とあるが、11頁(e)もすべての設計企業に5.0人必要でしょうか。合計ではだめでしょうか。	複数の者で行う場合は、すべての者がそれぞれ当該要件を満たしている必要があります。
3	10	2	(4)	イ	(1)	a		設計企業	「本業務を複数の者で行う場合は、すべての者が当該要件を全て満たしていること」とありますが、組合員に各項目の資格をそれぞれに有する者がいれば滋賀県建築設計監理事業協同組合として参加資格はございますでしょうか？	滋賀県建築設計監理事業協同組合（以下「組合」という。）については、組合として1者と考えます。 よって、「設計事務所に所属する技術者換算人数」については、組合および組合員に所属する技術者の和により算出します。 また、実績要件については、組合および組合員の実績により判断し、当該実績を有する組合員が配置されることを求めます。
4	11	2	(4)	イ	(1)	a	(g)	設計企業	(g)にございます「組合」は滋賀県建築設計監理事業協同組合でよろしいでしょうか？	滋賀県建築設計監理事業協同組合を含みます。
5	11	2	(4)	イ	(1)	a		設計企業	設計事務所の企業体で(d)(e)を満足していれば参加資格はございますか？	複数の者で行う場合は、すべての者が当該要件を満たしている必要があります。 なお、組合については、組合として1者と考えます。 よって、「設計事務所に所属する技術者換算人数」については、組合および組合員に所属する技術者の和により算出します。 また、実績要件については、組合および組合員の実績により判断し、当該実績を有する組合員が配置されることを求めます。
6	10	2	(4)	イ	(1)			入札参加者の参加資格要件	a 設計企業、c 工事監理企業で所属する技術者が5.0人以上の者とありますが減らす事は出来ないのでしょうか？	設計企業、工事監理企業ともに所属する技術者は5.0人以上の者とします。